

平成20年12月16日

京都市会議長  
富 きくお 様

提出者 市会議員 井坂 博文 ほか19名  
(日本共産党市会議員団)

修正案の提出について

議第106号 京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例の制定  
について対して、下記のとおり修正案を提出する。

記

議第106号 京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例の制定  
についての一部を次のように修正する。

第3条第1項を削り、同条第2項中「前項の場合を除くほか、」を削り、同項を同条第1  
項とし、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同  
項を同条第3項とする。

第4条中「前条第4項」を「前条第3項」に改める。

附則第4項中「第3条第2項」を「第3条第1項」に改める。